

北海道告示第 11505 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 3 月 14 日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 5 年 11 月 14 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

北広島市中央 3 丁目複合商業施設
北広島市中央 3 丁目 2-4 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

生活協同組合コープさっぽろ 代表理事 大見 英明
札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 10 番 1 号
大谷木材産業株式会社 代表取締役 大谷 恵一
北広島市中央 3 丁目 1 番地 3

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) 北広島市中央 3 丁目複合商業施設
北広島市中央 3 丁目 2-4 ほか
(変更後) 北広島市中央 3 丁目複合商業施設
北広島市中央 3 丁目 2-4 ほか

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
生活協同組合コープさっぽろ	代表理事 大見 英明	札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 10 番 1 号
未定		
株式会社ラウディ	代表取締役 田中 孝拓	札幌市白石区南郷通 19 丁目南 1-1
未定		
未定		
未定		
株式会社竹村商店	代表取締役 竹村 画二	北広島市中央 3 丁目 1 番地 3

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更 事項
生活協同組合コープさっぽろ	代表理事 大見 英明	札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 10 番 1 号	
株式会社良品計画	代表取締役 堂前 宣夫	東京都豊島区池袋 4 丁目 26 番 3 号	ア

株式会社ラウディ	代表取締役 田中 孝拓	札幌市白石区南郷通 19 丁目南 1 - 1	
株式会社セカンドストリート	代表取締役 一戸 綱樹	名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	イ
有限会社贈屋本舗	代表取締役 山崎 由多加	北広島市中央 3 丁目 1 番地 3	ウ
株式会社竹村商店	代表取締役 竹村 画二	北広島市中央 3 丁目 1 番地 3	

(4) 変更の年月日

令和 5 年 6 月 30 日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 店舗名称の確定のため

上記(3)イ 小売業者の確定のため

2 届出年月日

令和 5 年 11 月 2 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 5 年 11 月 14 日（火）から令和 6 年 3 月 14 日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで